

会 議 概 要 書

審議会等の名称	令和4年度 第2回磐田市入札監視委員会																			
担当部課名	総務部 総務課																			
会議の開催日時	令和5年3月13日(月) 午後1時27分～午後2時34分																			
会議の開催場所	磐田市役所 本庁舎4階 大会議室																			
出席者	<p>【出席委員】</p> <p>委員長 堀川 知廣(静岡産業大学 学長)</p> <p>委員 阿部 卓実(弁護士)</p> <p>委員 鎌田 将行(公認会計士)</p> <p>委員 村上 勇夫(自治会連合会 会長)</p> <p>委員 平谷 均(磐田商工会議所 専務理事)</p> <p>【事務局】</p> <p>総務課長、総務課長補佐、総務課主査 2名</p> <p>【抽出案件説明担当課】</p> <p>契約検査課(3)、上下水道工事課(1)、道路河川課(1)、都市整備課(2)、教育総務課(2)</p>																			
議題	<p>1 発注工事に係る入札方式別の概要について</p> <p>2 抽出事案の審議について</p>																			
配付資料等の件名	<ul style="list-style-type: none"> ・発注工事総括表 ・入札方式別発注工事一覧表 ・抽出事案説明書 																			
審議の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年7月1日～令和4年12月31日までに市が発注した151件の工事等に係る入札等契約手続きの運用状況報告 ・抽出案件5件についての審議 																			
抽出事案	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>工事名</th> <th>入札等方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>高木17号線外老朽管更新工事</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特別史跡遠江国分寺跡整備工事</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>下水道事業 大島排水ポンプ場機械設備工事</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>豊岡北小学校校舎及び屋内運動場災害復旧工事</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>竜洋海洋公園海岸堤防整備工事</td> <td>随意契約</td> </tr> </tbody> </table>		No.	工事名	入札等方式	1	高木17号線外老朽管更新工事	制限付き一般競争入札	2	特別史跡遠江国分寺跡整備工事	制限付き一般競争入札	3	下水道事業 大島排水ポンプ場機械設備工事	制限付き一般競争入札	4	豊岡北小学校校舎及び屋内運動場災害復旧工事	制限付き一般競争入札	5	竜洋海洋公園海岸堤防整備工事	随意契約
No.	工事名	入札等方式																		
1	高木17号線外老朽管更新工事	制限付き一般競争入札																		
2	特別史跡遠江国分寺跡整備工事	制限付き一般競争入札																		
3	下水道事業 大島排水ポンプ場機械設備工事	制限付き一般競争入札																		
4	豊岡北小学校校舎及び屋内運動場災害復旧工事	制限付き一般競争入札																		
5	竜洋海洋公園海岸堤防整備工事	随意契約																		
委員からの意見・質問等とそれに対する回答	別紙のとおり																			

1. 高木 17 号線外老朽管更新工事	
質問	回答
<p>Q1 (村上委員)</p> <p>入札価格が5者同じ(59,110,000円)となっているが、こうしたことは、しばしばあるのか?あるとすれば、今回何件目か?</p>	<p>A1</p> <p>入札価格が同額となることは、比較的あり、理由としては、予定価格を事前公表しており、調査基準価格は、事後公表であるが、調査基準価格の算定の仕方については、公表されているため、適正な積算を行えば比較的正確に算出できる。各業者の積算精度も上がっていることから、調査基準価格と同額となるケースが多くなっている。件数については、最低制限価格及び調査基準価格となったものが、81件で、約57%である。</p>
<p>Q2 (村上委員)</p> <p>評価値(評価点÷入札価格(千円)×1,000)が各業者で差が出ている理由は?</p>	<p>A2</p> <p>評価値を出す場合、加算点が必要となる。加算点については、企業の施工能力を4項目、配置予定技術者の能力を4項目、企業の地域貢献度等を8項目にわたり評価している。中には、障害者を雇用した場合は加点、完成工事の評定点が高ければ加点も高くなり、結果的に加算点に差が出ることとなる。今回の場合、全部で24点が最高点となるが、それ以下となる加算点を20点満点に換算し、それに標準点100を加えたものを評価点とし、それを予定価格で割り込んで評価値としている。</p>
<p>Q3 (平谷委員)</p> <p>評価点も大事であるということを企業はどのくらい意識しているのか?また、24項目を点数化するのには、工事ごとなのか、1年間なのか、もっと長いスパンで捉えているのか?長くしすぎると結果が見えるということもあるのではないか?</p>	<p>A3</p> <p>評価項目については、例えば、工事成績による評価は、過去3年間の各会社の工事件数により変わってくる。また、技術者が技術力を上げるために、講習等に参加した場合の加点は、過去1年間とするなど、この評価点数は、あまり長いスパンでみていない。県の評価基準を参考にしながら不公平がないようにしている。加点が高くなれば、工事が落札できる可能性が高くなることになるため、工事の成績も上げる必要がある。そのことが、品質確保につながることになる。課題としては、一部の業者のみが、努力をし続けてくれるので、当然、点数は良くなり、その業者が落札する件数も増える、という現状である。</p>

<p>Q4（堀川委員長） 工事ごとによって評価点が異なるという点についてはどうか？</p> <p>（平谷委員） 品質確保が第一で、参加業者のモチベーションが維持できるような（1者にならないような）仕組みづくりを引続きお願いしたい。</p> <p>Q5（鎌田委員） 調査基準価格と失格基準があるが、総合評価方式の場合、調査基準価格を下回った場合（例えば5,000万円以下）、評価値は変わらないという理解でよいか？</p> <p>Q6（鎌田委員） 今回、審議対象となる工事は、151件となっているが、そもそも、この件数がすべてであるのか（漏れはないのか？）恣意的にリストから外しているということはないか？</p> <p>Q7（阿部委員） この工事については、落札率が約88%で5,000万円を超えて総合評価方式となっており、傾向的にもこれまで見てきた工事と同様の印象だが、全体的なことでは、基準をオーバーしているので総合評価方式を採用しているものもあれば基準から外れているのに総合評価方式を採用しているものもある。どのような基準で総合評価方式を採用しているのか？</p>	<p>A4 評価点の中に、過去に、同種か類似かの工事の実績、という項目もあり加点数も違うので、工事ごとに異なるし、また、配置予定の技術者でも違ってくる。</p> <p>A5 調査基準価格を下回った場合、評価値の算定には調査基準価格を使用するため、価格競争をしたい業者は、落札できない。</p> <p>A6 （審議対象に漏れはないかという疑問は分かるが、）全ての工事について公告し落札結果も公表している（3年間分HPから閲覧可能）ので、漏れはないはずである。</p> <p>A7 総合評価をする工種を決めている。基本的には、土木、上下水道、舗装について採用しており、恣意的に変えることはなく、建設事業審査会にも諮り、了解を得て行っている。ただ、最近のもので、災害復旧工事を出している。緊急で行いたいのに総合評価で時間がかかるというのはよくないので、総合評価方式入札としない特殊なものはある。</p>
---	--

2. 特別史跡遠江国分寺跡整備工事	
質問	回答
<p>Q1（阿部委員） 本工事の予定価格は5,000万円を超えているの</p>	<p>A1 入札参加資格において、過去5か年度（平成29</p>

<p>で、本来、総合評価落札方式になると思うが、そうしなかった理由は？</p>	<p>～令和3年度）に磐田市発注の土木工事の工事成績評定点が84点以上の工事を元請として施工した実績を有する者としている。今年度工事成績優良者に限定したAランク工事の発注の1つにあたる。もともと84点以上の優良業者に発注しているので、品質確保もされるため行ったが、これをやると、調査基準価格を下回るケースが増えるため、来年度から当該制度は取りやめる方針である。</p>
<p>Q2（阿部委員） （84点以上の工事を）全体で8件くらいあると聞いているが、同じ傾向にあるということでしょうか？</p>	<p>A2 同じ傾向である。調査基準価格と同額の入札もあるが、低入札となることが多い。</p>
<p>Q3（鎌田委員） 入札に参加した5者のうち2者が調査基準価格を下回る金額で出してきたおり、実質的な入札という観点では、この方が意味はあると思う。調査した結果、問題ないと判断されていると思うが、今後、減らしていくことの趣旨が理解できない。高値安定を目指しているようにも見える。市民の立場からすると理解しがたい。</p>	<p>A3 おっしゃることは理解できるが、それをやると業者が体力を失い、いなくなってしまう。今、建設業界において一番問題となっているのは、労働者の賃金の確保等ができないとか、下請業者が立ち行かなくなるということである。総合評価落札方式が出てきた背景として、公共工事の品質を確保する法律が出来、安ければよいはだめという方針（ダンピングは認めない）となったところにある。そのなかの一環として、総合評価落札方式入札があり、また、最低制限価格、調査基準価格を設けるということになっている。調査基準価格を下回り、低入札となった場合、発注者が内容を精査し見ることができる。公共工事の品質確保とともに、公正・公平な入札をしなければいけないというなかで出てきた法律の改正であり、安ければよい、という考え方はできない、ということである。市民にとって理解は難しいところではあるが、公共工事の入札においては、そうした流れの中で、いろいろな制度が提唱され、総合評価方式のような多様な入札が全国的になされている。</p>
<p>Q4（鎌田委員） 調査基準価格を下回った場合の調査というのは、品質の確認はされていると思うが、今の趣旨だと下回った部分はどこへしわ寄せがいくことに</p>	<p>A4 低入札の場合の調査としては、会社がしっかりとした経営をしているかどうか、決算報告書の提出を求めるほか、銀行に残高があるか、また、下</p>

<p>なるのか？</p> <p>Q5（堀川委員長） 今後、評定点をなくすことになるのか？</p>	<p>請業者はどこの業者にいくらでやってもらうのか、どんなことをして安い価格ができるか業者にきいて説明してもらっている。よくあるのは、近くに自分の土地を持っていて資材を置くことができるので安くできる、というものであるが、そうしたことを確認している。ただし、価格のみの判断では、失格基準価格を設けており、そのような場合は、失格となる。</p> <p>A5 来年度から年間8件ほど実施している工事成績が84点以上の実績を持つ業者に限定した入札制度をとりやめるものです。</p>
--	--

3. 下水道事業 大島排水ポンプ場機械設備工事	
質問	回答
<p>Q1（阿部委員） 今回抽出事案のなかでは、一番特殊なものと思われる。過去、同種の工事（機械器具設置工事）の場合、落札率が95%前後となっていたが、本事案の場合、73.6%と低い。今回の抽出事案ではないが、（別資料 対象期間の全ての工事が掲載）下水道事業大島排水ポンプ場機械設備工事の落札率が73.6%となっており、両方合わせた結果の落札率となるのか？いままで高かった落札率から今回の低い落札率となった理由をどうみているか？</p>	<p>A1 はっきりした理由は分からない。これまで落札率が高かったのは、改修工事が多かった。今回、新築工事となるが、今後、メンテナンス、保守点検に関わるが多くなることを想定して競争性が高くなったのではないかと推察される。</p>
<p>Q2（阿部委員） 新設工事の件数は少ないのか？</p>	<p>A2 大島ポンプ場ということで、雨水を河川に排出する工事となり、数十年に1回くらいのもとなる。特殊な技術を伴うため市内に業者がなく県内全域での入札となっている。新設工事の場合は、前述の理由などにより、競争がかなり激しくなる。</p>
<p>Q3（阿部委員） 今後、メンテナンスが発生した場合、随意契</p>	<p>A3 メンテナンスにおいても入札を行うが、機械</p>

約となるのか？	の種類が会社によって違うので、落札するためには機械を直すことをしないとできない。
Q4（阿部委員） 結果的に同じ業者となる？	A4 はい。
Q5（平谷委員） 予定価格をどこまで下げられるか検討する必要があるのではないか。メンテナンス費用をあてにして無理しているようにも受け取れる。入札の方法として、建設とメンテナンスを一緒にするというやり方もあったと思うが、どのように考えるか？	A5 メンテナンスを含めて入札を行ったのは、クリーンセンターがそうである。相当大的な金額で、10年くらいのスパンで管理費を含めて総合評価方式により実施した経緯がある。今回、メンテナンスまでは入れていない。ポンプ設備については、改修工事となることが多い。機械が10年、20年もつとして、今回のような入札で、改修工事を含み、また、期間を長くした入札とすることは難しい。
Q6（堀川委員長） 機場の管理はどのように行っているのか？	A6 磐田市に雨水ポンプ場は全部で（大島ポンプ場も含め）12機場あるが、全て外部委託している。今之浦ポンプ場で遠隔にて一括管理を行い、自動で動くようになっている。
Q7（堀川委員長） 水がない時でも時々動かしているのか？	A7 日常的にメンテナンスを行っている。

4. 豊岡北小学校校舎及び屋内運動場災害復旧工事	
質問	回答
Q1（阿部委員） 本事案の落札業者の傾向としては、別の工事の落札率をみると、大体 87%程度で、今回は 98.27%と 100%に近い落札率となっているが、原因として何が考えられるか？	A1 本事案については、建築一式工事となっているが、磐田市の傾向をみると 95%以上の落札率となっており、その傾向がそのまま出ている。土木の場合、国、県で施工方法を含む積算や単価を出しており、標準的な積算単価である。よって、このことにより落札率はある程度下がる傾向だが、建築の場合、建築材料と施工方法の手間を合わせて参考見積りをとり、見積の価格を使っているため、実勢価格に近くなる。それ

<p>Q2（阿部委員）</p> <p>建築工事の中でも実勢価格に近くとなるものと、80%くらいになるものの2種類に分かれることになるのか？</p>	<p>が予定価格となるため、結果として、高い落札率となっている。</p> <p>A2</p> <p>例えば壁を作る場合、単に壁の色ではなく、貼りかた、材料、施工方法が全て違う。工種ごとに見積りを3者取っていくと実勢価格により近くなる。その積み重ねが多いのが建築工事である。土木工事は、標準施工が決まっており、材料の単価も公表されている状況のなかで入札している。したがって、建築の場合は、実勢価格に近い予定価格のところからの競争になる。そのことが本事案にも表れている。</p>
<p>Q3（鎌田委員）</p> <p>本事案の場合、予定価格を決めるときに何者に見積依頼を出しているのか？</p>	<p>A3</p> <p>積算方法として見積りをとる部分も大きいですが、基本的には、国、県の積算基準に則っている。公共の単価があるものは、その単価を使い積算しているが、それ以外の場合、例えば建築の場合、特殊な部分が多く、各専門業者から見積りを取り積み上げている。</p>
<p>Q4（村上委員）</p> <p>本事案の入札参加資格において、令和4年度磐田市入札参加資格者格付表の建築工事A等級に格付されていることとした理由は？</p>	<p>A4</p> <p>経営審査というものがあり、総合点数が出されている。業者の実績、技術者の数、経営規模等で点数がつけられており、本市の場合は、730点以上をA等級、それ以下をB等級としている。A、B等級があるのは、土木工事、建築工事、下水道工事のみである。</p> <p>A等級の業者に限定した理由としては、磐田市建設工事等競争入札参加者の格付及び選定要綱の運用の規定により、建築一式工事の場合、基本的に5,000万円以上はA等級に限るとしていることがその理由となる。</p>

5. 竜洋海洋公園海岸堤防整備工事	
質問	回答
<p>Q1（平谷委員）</p> <p>随意契約としているのは、土砂の提供があるという理由からだと思うが、例えば、磐田市海岸防災林整備（砂丘造成盛土）工事（福田工区）その3 という工事は、制限付一般競争入札で、その2は、随意契約としている。随意契約と一般競争入札の振り分けをどのように行っているのか？</p>	<p>A1</p> <p>随意契約の事案については、土砂の提供を安価に実施でき、プロポーザルで特定された者である。土が元々現場にあるという状況での（砂丘造成盛土）工事については、制限付一般競争入札となる。</p>
<p>Q2（阿部委員）</p> <p>今回、随意契約の事案は全部で9件あるが、随意契約の理由は、いずれも地方自治法施行令第167条の2第1項第2号でということでしょうか？</p>	<p>A2</p> <p>はい。</p>

全体を通して	
質問	回答
<p>Q1（堀川委員長）</p> <p>最近の物価値上がりへの対応については、どのように行っているか？</p>	<p>A1</p> <p>基本的には、積算時点で最新の単価を使うが、途中で単価が著しく上昇した場合、決められた数値に基づき、変更で対応することになるという国や県の規定に基づき、本市も行うようにしており、必要な措置を取ることになる。</p>
<p>Q2（堀川委員長）</p> <p>予定価格が年度初めと終わりで差が生じるのではないか？</p>	<p>A2</p> <p>着手後、個々の材料が著しく高くなった場合は変更となるが、今年度は、そのような状況は起こっていない。</p>